

満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の

(令和7年4月1日時点)

廿日市市民のみなさまへ



節目歯科健診

歯ブラシ 歯 歯医者 歯医者 を受けましょう!

10年に1度のワンコイン  で受けられるチャンスです!

歯を失う主な原因である**歯周病**は痛みがほとんどないため、気付いたときには重症化していたということも少なくありません。歯科医院で定期的にチェックをすることが大切です。



対象者

廿日市市民で、以下の年齢に該当する人

20歳	平成16年(2004)4月2日～平成17年(2005)4月1日
30歳	平成6年(1994)4月2日～平成7年(1995)4月1日
40歳	昭和59年(1984)4月2日～昭和60年(1985)4月1日
50歳	昭和49年(1974)4月2日～昭和50年(1975)4月1日
60歳	昭和39年(1964)4月2日～昭和40年(1965)4月1日
70歳	昭和29年(1954)4月2日～昭和30年(1955)4月1日

健診内容

問診、歯と歯ぐきのチェック

※健診の結果、歯石除去や治療が必要な場合は、別途費用負担が発生します。また、定期受診や治療中の方は、受診券が使用できない場合がありますので、事前に歯科医院にご相談ください。

受診方法

受診券が届きます

対象の方に5月末頃送付します。

申込み

希望する歯科医院へ直接予約してください。

受診する

受診券・保険証等を持参し歯科健診を受診

自己負担額

500円

※市民税非課税世帯・生活保護世帯に該当する方は、事前に受診券と本人確認書類を持って健康福祉総務課・各支所の窓口で申請すると自己負担額が無料になります。

実施期間

令和7年6月1日～令和8年3月31日

問合せ先：廿日市市健康福祉総務課 電話(0829)20-1610